

オランダ法の「法人の利益」概念

—— わが国会社法・一般法人法における役員の義務規定解釈の手がかりとして ——

田 邊 真 敏

- 1 はじめに
- 2 オランダ法における問題の所在
- 3 法人の利益についての学説
- 4 法人の利益と事案の個別具体性
- 5 法人とそれに関連する「事業または組織」の利益
- 6 法人の利益概念の財団への適用
- 7 法人の利益と理事の行為の法的評価
- 8 法人の利益とステークホルダーの利益 —— ラインラント・モデルとステークホルダー・モデル
- 9 法人グループにおける法人の利益と子法人経営の自律性
- 10 まとめと示唆

1 はじめに

わが国の株式会社の取締役は、会社のために忠実に、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない（会社法 330 条・355 条、民法 644 条）。ここで株式会社は営利を目的とする法人であるから、「会社のために」とは基本的には会社の利益をできるだけ大きくすることを意味すると解されている。そして会社の利益は、剰余金の配当や残余財産の分配等を通じて最終的には株主に分

*本稿の執筆にあたっては、アムステルダム自由大学法学部 W.J.M. ファン・フェーン (W.J.M. van Veen) 教授およびベーカー & マッケンジー法律事務所（アムステルダム）のビブリオテーク（図書室）から資料文献の収集につき多大なご協力をいただいた。また、本稿の内容はファン・フェーン教授の研究成果と助言に負うところが大きい。ここに深く謝意を表する。

配されるものであるから、取締役の義務は、株主の利益をできるだけ大きくするように、善良な管理者の注意をもってその職務を行うことであるとされる¹⁾。

一方、会社以外の法人においても、理事・監事には善管注意義務・忠実義務が課されており（一般法人法 64 条・83 条・172 条 1 項・197 条）、法人のために忠実に、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。ここで「一般社団法人のために」「一般財団法人のために」が意味するところは、必ずしも会社との対比で明らかにされているとはいえず、むしろ会社法の議論がそのまま援用されていることが多い²⁾。それには判例・学説が会社法分野で蓄積してきたという事情があるにせよ、法体系上営利法人の基本的法律となった会社法と非営利法人の基本的法律となった一般法人法を、営利性の有無をもって分断して解釈するという立場はとられていないように思われる。

そこで本稿では、「会社のために」「一般社団法人のために」「一般財団法人のために」に通底する概念として「法人のために」（以下、端的に「法人の利益」と記述する）を定立することができるかを検討するための手がかりとして、民法典中に会社法の内容を含む包括的な法人規定を有するオランダ法における議論を分析する。

2 オランダ法における問題の所在

オランダ民法典には、株式会社の取締役はその職務の遂行に際し、法人およびそれに関連する企業（事業）の最良の利益に従わなければならないことが明文で定められている（2: 129/239 条 5 項）³⁾。「法人の利益」という用語が用いられているが、名宛人は株式会社の取締役であり、その意味では「会社の利益」と言

1) 例えば、江頭憲治郎『株式会社法〔第 7 版〕』（有斐閣、2017）22 頁、田中亘『会社法〔第 2 版〕』（東大出版会、2018）261 頁。

2) 例えば、熊谷則一『逐条解説一般社団・財団法人法』（全国公益法人協会、2016）149 頁・202 頁。今川嘉文『会社法にみる法人役員の責任』（日本加除出版、2012）はしがきおよび 29-30 頁。

3) わが国と異なり、オランダでは会社を含めた法人に関する規定は民法典第 2 編に定められている。第 2 編の章立ては総則、組織再編、紛争処理、計算が法人共通の規定として 1 章ずつ配当され、その他の規定は法人ごとに章を編成している。

い換えることができる。

株式会社の利益が特に取り上げられているのは、取締役、監査役が株式会社（およびそれに関連する企業）の利益を守らなければならないことが、判例によって他の法人形態以上に明確にされてきたためである⁴⁾。学説は、その他の法人（社団、協同組合、相互保険、財団）についても同様に考えており、理事および監事はその職務の遂行にあたり、法人の利益を守らなければならないとされてきた⁵⁾。

2016年にオランダ議会に提出された法人経営・監督法案（Wetsvoorstel Bestuur en Toezicht Rechtspersonen）では、「株式会社」の取締役に「法人」の利益を擁護させるという現行法のちぐはぐな表現を整理して整合性が図られている。すなわち、民法典第2編のすべての法人の取締役・理事および監査役・監事は、職務を遂行するに際し、当該法人およびそれに関連する事業または組織の利益に従わなければならない⁶⁾。

法人の利益概念の意義は、取締役・理事および監査役・監事の職務遂行規範にとどまるものではない。例えば、法人の機関の意思決定のほか、株主や社員の振る舞いも法人の利益に照らして評価されることになる⁷⁾。このことは一般規定と

4) 例えば、HR 1 april 1949, *NJ* 1949/465 (Doetinchemse IJzergieterij); HR 4 januari 1963, *NJ* 1964/434 (N.V. Scholten's Aardappelmeelfabrieken); HR 22 maart 1996, *NJ* 1996, 568 (Mediasafe I) など。

5) *Groene Serie Rechtspersonen (Overes)*, art. 44, aant.2; *Groene Serie Rechtspersonen (Overes)*, art. 291, aant. 2; Asser/Rensen, *Rechtspersonenrecht* 2-III* 2012/127, 334; J.B. Huizink, *Rechtspersoon, vennootschap en onderneming*, 2e druk, Kluwer 2011, nr. 106.

また裁判例として、Rb. Almelo 21 december 2005, ECLI: NL: RBALM: 2005: AU8670; Hof Amsterdam, 21 september 2010, ECLI: NL: GHAMS: 2010: BN6929; Rb. Amsterdam 7 november 2012, ECLI: NL: RBAMS: 2012: BZ1016; Rb. Limburg, 8 maart 2017, ECLI: NL: RBLIM: 2017: 2082 参照。協同組合と相互保険会社については、民法2: 57条2項が監事は法人のためにその職務を遂行しなければならないと定めている。

6) 法人経営・監督法案2: 9条3項、11条4項 (*Kamerstukken II* (2015–2016), 34 491, nr. 2)。

7) Rb. Noord-Nederland, 11 juli 2017, ECLI: NL: RBNNE: 2017: 2508 では、監事会の決議が、定款の定めに従い監事会が従うべきところの財団の利益と抵触するとして無効と宣言された。

して民法 2: 8 条（合理と公正の原則）に、個別規定として民法 2: 118a 条、2: 336 条、2: 342 条（株式売渡請求）にそれぞれ表れている。さらに民法 2: 317/334 m 条 5 項では、財団の合併・分割を承認するか否かに際し、財団の利益が基準となることが明文化されている。また法人の利益は、法人の目的外行為（民法 2: 7 条）⁸⁾や利益相反の法理とも関わってくる。

このため法人の利益は複数の法規範の枠組みにとって重要な概念であり、また上述のとおり取締役・理事および監査役・監事の職務遂行規範においては法人の利益が中核を成す⁹⁾。法人の利益の解釈についてはさまざまな学説が提示されている。また、この法理に関する理論構築は主として株式会社について行われているが、株式会社の利益を株主の利益または経営の成功ととらえる後述の見解が特にそうであるが、それを必ずしも他の法人にそのまま適用できるわけではない。

したがって、株式会社と民法典第 2 編に定めのある他の法人に共通して適用できる法人の利益概念を確立できるかを検討することが必要となる。本稿はこの主題に関して近時公表された W. J. M. ファン・フェーン教授（Prof. mr. W. J. M. van Veen）の研究成果を辿ることで¹⁰⁾、わが国の会社法と一般法人法に共通した解釈論的基礎を探求する手がかりとすることを目的とする。

3 法人の利益についての学説

3.1 総 説

取締役・監査役の行為規範としての法人の利益について、諸学説の立場は異なるものの、それらは主として株式会社（公開会社、非公開会社）について論じられてきた。伝統的な手法に従い大まかに分類すれば¹¹⁾、（i）会社の利益とは、

8) HR 20 september 1996, ECLI: NL: HR: 1996: ZC2144, NJ 1997, 149 (Playland).

9) 法人格を持たない組合（合名会社、合資会社）の利益については、民法典に規定がある（7A: 1676 条 2 号）。

10) W. J. M. van Veen, ‘Het belang van de rechtspersoon en zijn “raison d’être”’, WPNR 2017/7162, p. 640 e. v.

11) より緻密な分類は、M. M. Mendel/W. J. Oostwouder, ‘Het vennootschappelijk belang na recente uitspraken van de Hoge Raad’, NJB 2013/1776 を参照。この論

当該会社および関連する企業の諸利益の比較考量の帰結であり、そのためあらかじめどの利益を最も重視するかを定めておくことはできないとするもの（帰結説 (resultante leer)¹²⁾、(ii) 会社の利益は株主の利益と合致する、または優越的に株主の利益によって決定されるとするもの（株主利益説 (leer van het aandeelhouders)¹³⁾、(iii) 会社は、会社とそれに関連する企業のステークホルダーの利益から抽出された独自の利益を有するとするもの（独自説 (autonomie leer)）に分かれる。

3.2 帰結説

帰結説は、明確な定義はないものの、数多くの利益が考量されなければならないという点に特徴がある¹⁴⁾。帰結説それ自体は、それらの利益の比較方法については明らかにしていないため¹⁵⁾、取締役・監査役は他の規範に依拠せざるを得な

文では独自説を「全体論説 (holistische leer)」と名付けている。Assink|Slagter, *Compendium Ondernemingsrecht*, 9e druk, Kluwer 2013, §51.5; A. J. A. J. Eijsbouts/B. Kemp, ‘Over maatschappelijk verantwoord ondernemen, waardecreatie, ondernemingsrecht en vennootschappelijk belang’, *TvOB* 2012, p. 127 以下も参照。後者では、学説の分類一つとして「空虚説 (leer van de leegte)」を示している。

12) W. C. L. van der Grinten, *Handboek voor de NV en de BV*, 13e druk, Kluwer 2013, nr. 231; J. Winter/J.B. Wezeman, *Van de NV en de BV*, 16e druk, Kluwer 2013, p. 28; Asser/Maeijer/Van Solinge en Nieuwe Weme, *Rechtspersonenrecht* 2-II* 2009/394; P. van Schilfgaarde, *De redelijkheid en billijkheid in het ondernemingsrecht*, Kluwer 2016, p. 145 e. v.

13) Van Ginniken/Timmerman, ‘De betekenis van het evenredigheidsbeginsel voor het ondernemingsrecht’, *Ondernemingsrecht* 2011, p. 604-605; L. Timmerman, ‘Grondslagen van geldend ondernemingsrecht’, *Ondernemingsrecht* 2009/2, p. 4 e. v.; J. M. Blanco Fernandez, ‘Timmerman’s grondslagen: reactie op de oratie’, *Ondernemingsrecht* 2009/5, p. 22; L. Timmerman, ‘Principles of Prevailing Dutch Company Law’, *European Business Organization Law Review* 11, 2010, p. 615. なお、Grinten, *Handboek voor de NV en de BV* (noot 12) は、投資会社 (beleggingsmaatschappij) と専門職会社 (praktijkvennootschap) について、株主利益説を適用する (nr. 231)。

14) 考慮されるべき利益主体としては、株主、従業員のほかに債権者、取引先、顧客、寄付者、環境、人権、そしてさらに広く社会があげられる。Herziening van de Nederlandse. De belangrijkste wijzigingen in vogelvlucht, Monitoring Commissie, 2016 (<https://www.mccg.nl/>) 参照。

い。それに該当するものとしてあげられるのは、利害関係者の保護を目的とする法令または定款の定めおよび一般条項としての注意義務規定あるいは行動規範である。そこに含まれるのは、取締役・理事による義務の適切な履行（民法 2: 9 条）、会社の目的の範囲内での適切な運営の遂行（経営協議会法 2 条 1 項）、合理と公正（信義則）の遵守（民法 2: 8 条）および一般不法行為の要件としての相応しい社会的行動（*maatschappelijk verkeer betaamt*）（民法 6: 162 条）である。これらはそれ自体として適用可能な規範であるが¹⁶⁾、取締役・監査役はいずれにせよこれらの一般条項を回避することはできない。そのため、これらの規範によって保護された利益があわせて法人の利益も確定するか否かで、個別の事案の結論に大きな違いが生まれるわけではない。

以上から帰結説に基づきいえることは、民法 2: 129/239 条 5 項・2: 140/250 条 2 項により取締役・監査役がその職務の遂行に際し法人およびそれに関連する企業（事業）の最良の利益に従わなければならないと定められていることが、結局のところ取締役・監査役が抛って立つべき規範あるいは基準を与えるものとはならないということである。取締役・監査役に適用される規範の枠組みはいずれにせよすでに他の法規定から導かれている。そのため帰結説者は、主として取締役・監査役の行為を事後的に評価する際に帰結説が機能するとみているようである。かくして帰結説を支持する理由として、「一定の利益を比較考量することにより、取締役・監査役の意思決定または裁判官の心証形成の透明性が増大する」ことがあげられている¹⁷⁾。「黄本」とよばれるオランダ会社法の代表的概説書によれば、民法 2: 129/239 条 5 項の規範は「固定基準」ではなく「法律、権利および合理性によって決定される枠組みにおいて求められるアカウンタビリティ」として機能する¹⁸⁾。ただし、上述のとおりそれによって取締役・監査役が

15) Asser/Maeijer, *Rechtspersonenrecht* 2-III 2000/293; Assink|Slagter 2013, § 51.5.

16) これらの規範の関係について論じたものとして、A. F. Verdam, 'Iets over de institutionele opvatting, het vennootschapsbelang, en de norm van redelijkheid en billijkheid, mede in relatie tot bestuurders, commissarissen en aandeelhouders', *WPNR* 7062 (2015) 参照。

17) Asser/Maeijer/Van Solinge en Nieuwe Weme, *Rechtspersonenrecht* 2-II* 2009/394.

職務を遂行するに際し従わなければならない基準が明確に形成されるわけではない。

3.3 株主利益説

株主利益説は、剰余権者である株主の利益を最大化することがすなわち会社の利益を最大化することになるとする立場である。株主利益説では、会社の利益は株主の利益と一致するか、あるいは少なくとも特定の利益がより強調されるため、経営陣の職務遂行に対してより明確な方向性が示される。しかしながらオランダでは「株主アプローチ」に対する疑問や批判が少なくない。例えば、株主の利益は変化することがあり、株主は一般に同質のグループを形成することはない。さらには上場会社ではその構成はすぐに変化してしまう。また、仮に株主がどうすれば自分たちの利益に最も資するかを明確に理解していたとしても、経営者は一般に株主の考えを無視してしまう可能性があることがいわれている¹⁹⁾。これらを踏まえれば、株主の利益は現在の株主の現在の利益とは一致しない。そのような現在の利益は、いざというときに取締役・監査役が参照すべき（支配的な）指針とならないことは明らかなようにもみえる²⁰⁾。一方、株主の利益は高収益とか長期の価値創造の実現といった抽象的なことばで表現することができる²¹⁾。というのもこのアプローチでは、会社の利益は現在の（すなわち会社関係者である時点

18) J. Winter/J.B. Wezeman, *Van de NV en de BV*, 17e druk, Kluwer 2017, § 4.

19) W. J. M. van Veen, noot 10, p. 642. このような批判の対象となっている裁判例として、HR 21 januari 1955, *NJ* 1959, 43 (Forumbank) では、株主の金銭的な利益が明らかに問題となっている取締役会における意思決定に関して、取締役会はたとえ株主総会から求められたとしても株主総会の意向を尋ねる必要はないとされた。HR 21 februari 2003, *ECLI: NL: HR: 2003: AF1486, NJ* 2003, 182 (HBG) も同じ立場をとっている。

20) HR 1 april 1949, *NJ* 1949/465, (Doetinchemse IJzergieterij) では、多数派株主が会社の利益を援用することで少数派株主の利益が退けられた。少数派株主は、役員に対する第三者割当てによる新株発行によって、自己の持株に希釈化が生じることに異議を唱えていた。

21) ただしその次の問題として、これらの語句が指すものが明確であるかどうかということがあげられる。それについての論争として、L. J. Timmerman (*Ondernemingsrecht* 2009/2, p. 6/7) および H. J. de Kluiver (*Ondernemingsrecht* 2009/4, p. 19) がある。

の) 株主の現在の利益から抽出されるためである²²⁾。

ここで残る疑問は、企業としての利益を追求する取締役・監査役の義務と合わせ見たときに、株主の利益にどの程度重きを置くかである。ただし、いずれにしても株主の利益は株式会社の社員だけが識別できるのであるから、それを広義の法概念としての法人の利益を構築するための出発点であるとするのは適切でないとの批判は免れないことが指摘されている²³⁾。

3.4 独自説

(1) 学 説

独自説の嚆矢は1950年代にさかのぼり、法人の利益を決定するに際し法人が意図した目的を中心に置くことを主張したメイエルス (E. M. Meijers) 博士とされている²⁴⁾。その後 (公開) 株式会社の利益に関してマエイエル (J. J. M. Maeijer) 博士がとった立場もこれに重なり、一般に公開株式会社の目的は、広い意味で利益の獲得を目指すなんらかの経済的活動であり、会社の利益とは会社がその目的を達成することを目指して、自身が健全に存続し、成長し、持続するという利益であるとする²⁵⁾。このアプローチでは、法人は法人の内部および周縁にある利益とは区別される独自の利益を有していることになる。

ただし、メイエルスとマエイエルの両学説には微妙な表現の違いもある。マエイエル説は会社自体の存続を重視しているが、メイエルス説は会社が意図している目的によりフォーカスしており、法人が法主体として存続することは法人の存

22) J. M. de Jongh, ‘Tussen societas en universitas’, diss. EUR 2014, p. 477/8 は、会社の利益を「継続的、持続的な価値の創造の利益」と定義しているが、事業の継続的成功と置き換えることができるとしている。なお、このような株主利益説の変形は独自説に分類されることもある (W. J. M. van Veen, noot 10, p. 642)。

23) W. J. M. van Veen, noot 10, p. 642.

24) W. J. M. van Veen, noot 10, p. 642.

25) J. Winter/J. B. Wezeman, *Van de NV en de BV*, noot 18, § 4; Asser/Solinge/Weme, *Rechtspersonenrecht* 2-II 2009/394 参照。同様の立場を取るものとして、W. J. Slagter, ‘Het congres “piercing Van Schilfgaarde”’, *TVVS* 1990, p. 170。また、A. F. Verdam, ‘Het vennootschappelijk belang: méér dan enlightened shareholder value’, *Ondernemingsrecht* 2013, p. 98 e. v. および Assink|Slagter 2013, § 51.5 は、すべての関係者の利益は企業の成功に溶け込むと表現している。

在意義ほど重視されていないようである²⁶⁾。このため、メイエルスのアプローチのほうが経営者の義務と権限の法規範になじみやすい。このことは以下の例で示することができる。

法人が自立して存続することが、必ずしもその目的の実現に資することにならない場合が存在する。例えば合併や分割に関する法の定めは、法人が消滅し、または一以上の法人として存続する結果をもたらす。合併や分割が企図されたことによって、当事者である法人の経営者が従うべき法が導き出され²⁷⁾、この場合経営者は法人の存在を終了させるに至る計画をも受け入れなければならない。すなわち、法人は成功にむけて存在しており、その成功を促すことが法人の継続に優越することがある²⁸⁾。

(2) 判 例

2014年3月4日 Cancun 事件²⁹⁾において最高裁判所は独自説を採用した。さらにいえば、メイエルスのアプローチを採用したと評価することができる。事案は合併会社に関するものであった。

【当事者】

抗告人：K. Roovers (Cancun Holding II B. V. の取締役)

被抗告人：Cancun Holding I B. V.; Cancun Holding II B. V.; Inversiones Ma Y Mo S. L.; Invernostra S. L.; Equity Trust CO N. V. (Cancun Holding II B. V. の取締役) ほか

【事実関係】

①当事者のプロフィール【図1】

Cancun Holding II B. V. はメキシコ法人 Efesyde S. A. の 99.99% の持分を保有していた。Cancun Holding II 自身は、Cancun Holding I B. V. (実質的に

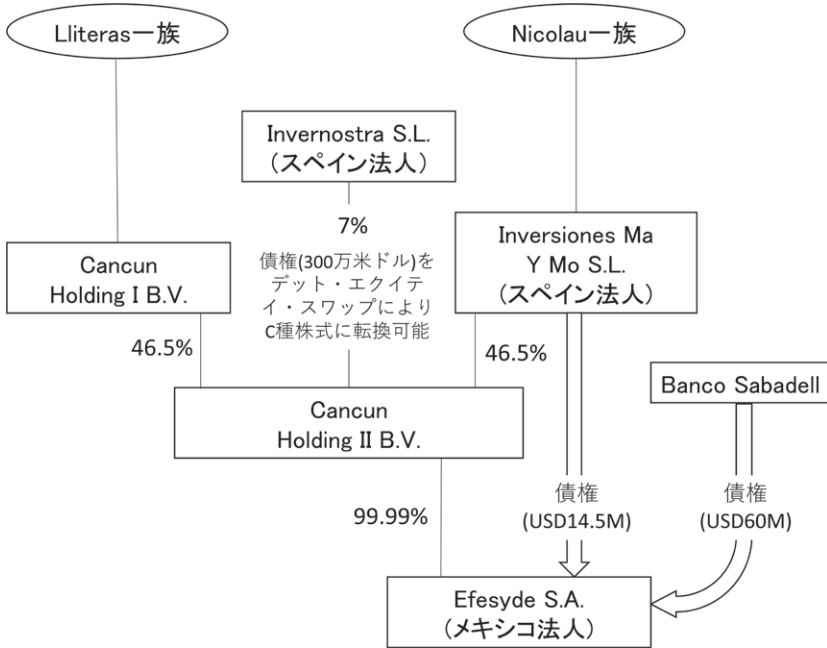
26) W. J. M. van Veen, noot 10, p. 643.

27) 民法 2: 312 条・2: 334f 条。

28) W. J. Slagter, noot 25 参照。

29) HR 4 maart 2014, ECLI: NL: HR2014: 797, NJ 2014/286. 本事件は HR 4 maart 2014, ECLI: NL: HR2014: 799; HR 4 maart 2014, ECLI: NL: HR2014: 804 en HR 4 maart 2014, ECLI: NL: HR2014: 808 とともに、あわせて 4 件の判例から成っている。事実関係および裁判所の基本的なスタンスは同じである。

図 1 Cancun 事件——第 1 回希釈化前



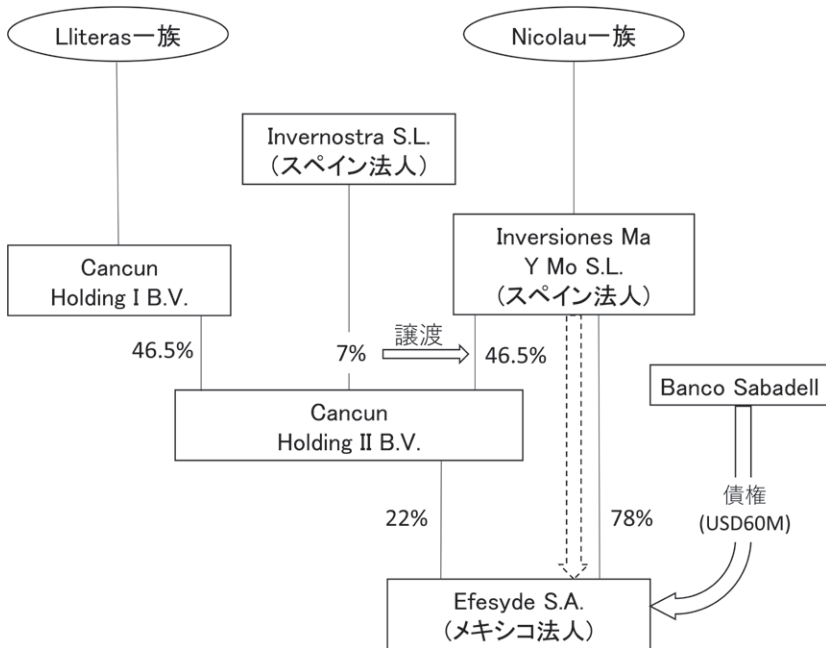
Lliteras 一族が所有) とスペイン法人 Inversiones Ma Y Mo S.L. (実質的に Nicolau 一族が所有) の 2 社が均等の持分を有する合併企業であった。また、Inversiones と Banco Sabadell は、Efesyde に対してそれぞれ 1450 万米ドル、6000 万米ドルの債権を有していた。

スペイン法人 Invernostra S.L. は、Cancun Holding II の債権者であり、保有する債権 300 万米ドルを Cancun Holding II の 7% 持分に転換することによって (デット・エクイティ・スワップ)、随時株主として合併会社に参加することができた。それが実行されると、Cancun Holding II の合併パートナーの当初の持分は比例的に希釈化することになる。また、転換によって Invernostra が取得する C 種株式には特別な支配権が与えられていた。

②第 1 回希釈化 (2009 年 7 月 1 日) 【図 2】

Efesyde は追加資金が必要となり、Banco Sabadell が追加貸付金として 1200

図2 Cancun 事件——第1回希釈化後



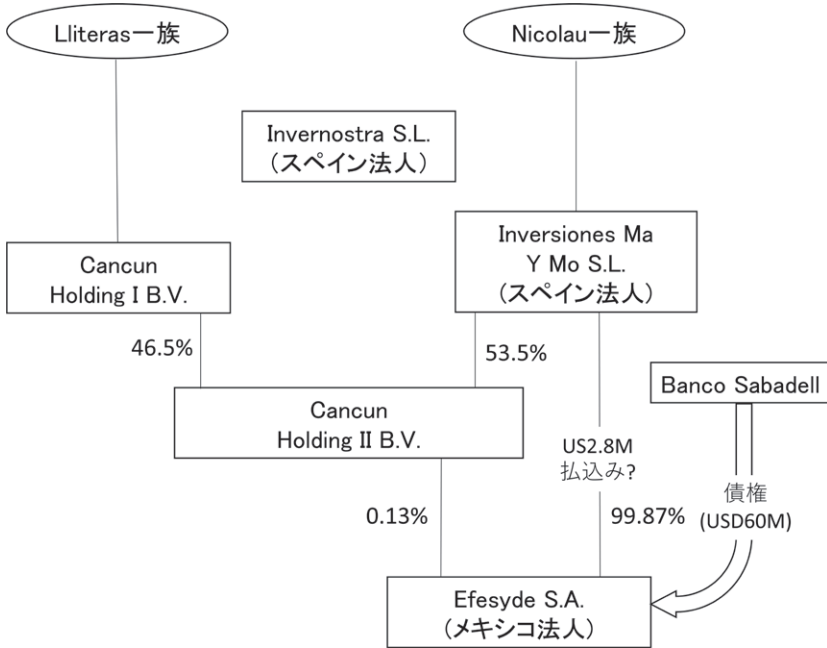
万米ドルを用立てる準備をしたが、その前提として Inversiones が Efesyde に対して有している 1450 万米ドルの債権をオフバランスすることを求めた。

Efesyde は 2009 年 7 月 1 日に、デット・エクイティ・スワップにより名目価額で Inversiones に対して新株を発行することとした。それが実行されると Inversiones は Efesyde の発行済株式総数の 78% を獲得し、Cancun Holding II の Efesyde に対する持株比率は 22% に低下することになる。

新株の発行は Efesyde の Inversiones に対する債務を貸借対照表からはずすための暫定的なものであり、その結果 Banco Sabadell は 6000 万米ドルの債権を回収しないまま、追加融資として 1200 万ドルを提供することとなっていた。

ところがこの新株発行は暫定的なものとされていたため、専門家によって転換比率を定める作業は行われなかった。また、新株発行が暫定的なものであることおよびその後の取決めの内容は書面化されなかった。

図3 Cancun 事件——第2回希釈化後



その後 Sabadell が最終的に追加融資を行わないこととしたことから、Inversiones は Efesyde に対し転換権の行使を拒絶した。

Cancun Holding II の定款および株主間契約では、株主は保有する株式を合併出資者に自由に譲渡できるとされていた。2009 年 10 月 1 日、Inversiones は Invernosta から C 種株式を取得し、Cancun Holding II の支配権を獲得したが、Cancun Holding I に対する事前通知は行われなかった。この結果 Inversiones による Cancun Holding II の持株比率は 53.5% となった。

③第2回希釈化（2009 年 11 月 3 日）【図3】

2009 年 11 月 3 日、Efesyde は臨時株主総会を開催し、再び Inversiones に対して新株を発行することとした。株主総会招集のために、Efesyde は 2009 年 10 月 15 日付で地方日刊紙に臨時株主総会開催公告を掲載した。それに先立ち、2009 年 10 月 13 日に行われた Efesyde 取締役会の議事録にも臨時株主総会の

招集が決議されたことが記載されていた。しかし、取締役のうち Cancun Holding I の実質株主でもあった 1 名がその取締役会には出席していなかった。

この新株発行により、Cancun Holding II の Efesyde に対する持株比率は 22 % から 0.13 % となった。Inversiones が実際に Efesyde に対する追加出資額 280 万米ドルを払い込んだかどうかは明らかでない。

【調査請求手続申立てに対する商事裁判所決定（2009 年 9 月 21 日申立て）】

2009 年 9 月 21 日に Cancun Holding I は、Cancun Holding II の経営方針および業務執行に関する調査請求手続を申し立てた。これに対し商事裁判所は誤った経営（wanbeleid）があったことを認定した³⁰⁾。その判断に至ったポイントは以下である。

i) 取締役会は第 1 回希釈化で意図されていた事柄および転換比率の根拠を適切に議事録に記載していなかった。

ii) Inversiones と Invernosta は、Inversiones と Cancun Holding I の株主間の平等を害し、それにより民法 2: 8 条（合理と公正の原則）に抵触した。Cancun Holding II の合弁関係は、原則として株主間のバランスが維持されること、少なくともそれが回復される利益を各株主が有するというものである。にもかかわらず取締役会はその確保を怠った。よって、取締役は会社のおかれた状況を見誤り、不当にも Cancun Holding I の利益を無視した。

iii) 第 1 回希釈化は無責任な決議の上に構築（あるいは少なくとも維持）された。Holding II も Holding I の取締役も Efesyde の臨時株主総会には出席していなかった。というのも、メキシコの地方日刊紙に掲載された招集公告を認識していなかったためである。Holding II の取締役の行為は Efesyde の臨時株主総会についての情報提供に関して、「責任ある企業家精神の基本原則（elementaire beginselen van verantwoord ondernemerschap）」³¹⁾に反していた。

誤った経営の認定を受けて、商事裁判所は以下の救済措置を認めた。

i) 第 1 回希釈化の実施につながった取締役会の決議無効を宣言する。

30) 調査請求手続について詳しくは、拙著『オランダ会社法』（商事法務、2016）第 10 章第 2 節参照。

31) 調査請求手続において誤った経営を認定する際の基準として判例により確立された。拙著『オランダ会社法』前掲注 30) 280-286 頁参照。

ii) Holding II は臨時株主総会において、C 種株式の特別な支配権は失われているという理由により、C 種株主の承諾なく定款を変更することができる。

この商事裁判所決定に対して、Roovers (Cancun Holding II の取締役) が抗告した。

【最高裁判所決定】

最高裁判所は商事裁判所の判断を支持し、概略次のように述べた。

取締役はその職務の遂行に際し、会社および関連企業の利益に従わなければならない (民法 2: 239 条 5 項)。会社の利益が何かは事案ごとに異なるが、合併会社の場合は株主間で合意された協働関係の性質と内容によって決まる。そして、持株比率が等しい合併会社における協働関係の性質と内容は、株主関係のバランスを継続することを意味しており、それが会社の利益を構成する。これは、株主間の関係が、状況にかんがみ必要な程度を超えて変わってはならないことを意味している。

取締役はまた職務の遂行に際し、民法 2: 8 条の定めに基づき、会社およびその関連企業に関わるすべての者の利益に関して注意義務を果たさなければならない (HR 14 september 2007, *NJ* 2007, 610 (Versatel I); HR 9 juli 2010, *JOR* 2010/228 (ASMI); HR 12 juli 2013, *NJ* 2013, 461 (VEB c. s./KLM) 参照)。これは、持分が希釈化または希釈化するおそれがある株主の地位に関して、特別な注意義務があることを意味する。

以上のように、各取締役は会社およびそれに関連する企業の利益を守らなければならない。これは取締役が特定の種類株主総会によって選任されたか、またはその推薦によって選任されたかにかかわらず適用される。このことは、株主が合併会社の経営に深く関与していても、あるいは取締役会が会社の他の機関の指示に従わなければならないという定款の定めがあっても変わることはない。2 社の均等出資により合併会社を設立する合併契約に基づき「会社の利益」が意味するところは、(その後第 3 の少数株主の参加があったとしても) 設立パートナーの関係が変更されないことが求められるということである。

Inversiones は、株式の取得が法令、定款および株主間契約に従っており民法 2: 8 条に反するものではないと主張する。しかし株主が自由に合併関係を構築できるということは、民法 2: 8 条から生じる義務を免除するものではない。同

条に基づき、Invernostra と Inversiones の行為は、合併パートナー Cancun Holding I および合併会社 Cancun Holding II に対し、合理と公正の原則によって定まる内容に従うものでなければならず、本件において合併会社の取締役会は Cancun Holding I に対し株式譲渡の意向があるという情報を提供し、出資関係の調整を図らなければならない。

【若干の分析】

最高裁は 2: 129/239 条 5 項に規定されている会社の利益に関して次のような考察を行っている。

「4. 2. 1 …この利益が何を意味するかは、事案の状況による。もしある事業が会社と結びついているのであれば、会社の利益は原則として、とりわけ当該事業の継続的成功を促進することによって定まる。合併会社の場合、会社の利益は株主間で合意された協働関係の性質と内容によって定まる…」

上記引用部分が示唆することは、会社には独自の利益があると考えられるものの、それは株主の利益の促進とは一致せず、株主の利益から構成されるものでもなく、また必ずしも株主とステークホルダーの輪に含まれ得るその他の者の利益の比較によって決定されなければならないわけではないということである。会社の利益が意味するところは当該法人が何に資するのかによって決まってくるため、事案の個別具体的な状況に左右される。そのことは上に引用した「もしある事業が会社と結びついているのであれば、会社の利益は『原則として、とりわけ (in de regel vooral)』当該事業の継続的成功を促進することによって定まる」という表現に表れている。この考え方はそれ以前の最高裁判例とも整合しており³²⁾、Cancun 事件が付け加えたことは、会社の利益は事業の継続的成功によって一義的に決まるのではなく、それ以外の要素も踏まえた上で決まるということである³³⁾。本事件ではその一例として、合併関係について株主間で合意された協働関係の性質と内容もまた会社の利益を決めることが示されたのである。

32) HR 13 juli 2007, *NJ* 2007/434 (ABN AMRO) および HR 9 juli 2010, *NJ* 2010/544 (ASMI) に基づき論を展開している M. M. Mendel/W.J. Oostwouder, noot 11 を参照。これに対して、HR 20 september 1996, ECLI: NL: HR: 1996: ZC2144, *NJ* 1997, 149 (Playland) では、事業の継続と会社の利益の間にすでに直接的な関係が構築されていたとされた。

33) Assink|Slagter 2013, §51.5 はこれを批判する。

最高裁は、合併事業の成功促進に加えて、経営陣が合併契約の性質と内容に従わなければならないとしている。したがって本事件で明らかにされたことは、合併会社が出資者間の協働関係を形成することに資することを目的としているのであれば、取締役（会）は協働関係の構築とそれによる成功の達成を目指さなければならないということである³⁴⁾。ファン・フェーン教授は、本事件は合併会社に関するものであるが、上記引用部分では合併会社に限らずより広く法人の利益についての概念的なアプローチが示されており、広義の概念的な表現に置き換えれば、メイエルス説における法人の利益は、法人の存在意義 (bestaansreden) によって決まると理解することができるとする³⁵⁾。

さらに一般化していえば、究極的には取締役（および監査役）の法令上の職務の内容は、法人が最適に機能することを確保して法人の目的を実現することにある。このアプローチは法人の利益という概念を捕捉し、株式会社に限らずオランダ民法典第2編に定められたすべての法人に適用されるものとなり得る。そこで、法人の利益をどのようにして把握するかが問題となってくる。

4 法人の利益と事案の個別具体性

Cancun 事件で示された法人の利益が意味するところは、事案の個別具体的な状況に左右される。そしてその状況はさまざまであるため、法人の利益もまたさまざまとなる。そこでこの問題に答えるためには、どのような事情が核心となるのかを明らかにしなければならない。

ここに法人形態と定款の目的規定が関わってくる。すなわち法人は何のために設立され存在しているかということである。ところで法人の存在意義は不変のも

34) これには株主に対する特別な注意義務も含まれる。

35) W. J. M. van Veen, 'Vennootschapsrechtelijke doorwerking, bestuursautonomie en bestuurstaak bij Joint Ventures na Cancun: what's new?', in: *Autonomie van het bestuur en haar grenzen voor en na de Cancun uitspraak*, ZIFO-reeks nr. 16, Deventer: Kluwer 2015, p. 49-66; W. J. M. van Veen, 'Ontwikkelingen jurisprudentie Hoge Raad ondernemingsrecht', *WPNR* 2016 (7102), p. 265-282.

B.F. Assink, 'Belang van de vennootschap, overname en algemeen belang', *WPNR* 7048 (2015), p. 106-109 も同旨。

のではなく、なかんずく定款変更や組織変更によって変化する。解散もまた、法人が資産の清算目的の限りで存続するという意味で（民法 2: 19 条 5 項）、法人の存在意義を変化させる。法人の解散とそれに続く資産の清算は、法人が意図しているところをもはや成功裏に実現することができず、「潮目」が変わる可能性がないために実行されるものであるといえる³⁶⁾。

ここで法人の種類に着目すると、社団と財団ではその目的規定は一般に株式会社より明確かつ具体的である。また協同組合と相互保険会社では、法人が構成員のために役務を提供する契約を構成員との間で締結することを目的としてあげなければならない³⁷⁾。さらに財団は、原則として定款（これには目的規定が含まれる）を変更できないという法令上の制約がある（民法 2: 293 条）。財団には社員総会に相当する機関がないが、典型的にはその資産をもって定款に定められた目的を実現する（民法 2: 285 条 2 項）。そのため財団においては、原則として設立者の意思を具体化すること（そのことは法人形態の選択および定款の目的規定に表れている）が、財団の利益を確定するために特に重要である³⁸⁾。民法典に

36) 財団では、定款に別段の定めがない限り理事会に解散の決議権限がある（2: 19 条 1 項）。財団の理事会は、財団の利益を守らなければならないため、財団の目的が実現不可能となった場合にのみ解散を決議することができる。

なお、解散や破産は必ずしも事業活動を中止しなければならないことを意味するものではない。解散した法人や破産した法人もまた、経営協議会法の意味においては経営者であり、それゆえ可能な限り企業が適切に機能することを追求しなければならない。このことは財務的に困難な状態となったがまだ支払停止や破産に至っていない会社にはなお一層あてはまる（J. L. Burggraaf, ‘De rol van de raad van commissarissen bij een onderneming in financiële problemen’ in: *Herstructurering van ondernemingen in financiële moeilijkheden*, VHI-reeks dl. 124, Kluwer 2014, p. 108 e. v.）。解散または破産の後、法人の活動（の一部）を推進する可能性が残っているならば、その目的のためさまざまな手法を取ることができる。例えば、解散した法人であっても残余財産が引き渡されていない限り、合併または分割を行うことができる（2: 310/334b 条 5 項）。破産手続中も法人の分割は可能である（2: 334b 条 7 項）。非公開株式会社では、解散決議は原則として裁判所の許可を得て取り消すことができる（W. J. M. van Veen, ‘Ontwikkelingen jurisprudentie Hoge Raad ondernemingsrecht,’ *WPNR* 2016/7102, p. 265–282 参照）。会社が許可を求める申立てを行いそれが認められることはまれではない。念のため、これらは破産開始決定後の事業再開を容易にすることを目的とした法制度である。

37) 民法 2: 53 条 1 項・2 項。協同組合は商取引を行うこともできる。

38) *Kamerstukken II* (2015–2016), 34 491, nr. 3, p. 11 参照。C. H. C. Overes,

は具体化された設立者の意思を保護することを目的としたいくつかの規定が設けられている³⁹⁾。

株式会社では目的規定は一般に幅広く表現されている。そこから論理的に導かれることは、株式会社の定款の目的規定は原則として他の法人に比べその存在意義の「発見」にとって決定的とはいえないということである。このことは、それ以外の要素が重要であることを意味しており、時としてそれが存在意義を決定するにあたってより重要となることがある。どの法人形態をとっているかということ自体もその一つである。株式会社は本質的に事業活動の遂行を意図しており、したがって会社が事業を維持しているのであれば、会社の利益は「原則として事業の継続的成功を促進することによって決定される」と推定することができる⁴⁰⁾。

会社の存在意義はさらにそれ以外の要素にも左右される。会社の行く末をコントロールし変更することができるのは主として株主である。既に述べたように合併会社では、会社の利益は株主間で合意された協働の性質と内容によって決定されるというのが最高裁の立場である⁴¹⁾。また例えば、会社を買収されてある企業グループに組み込まれた場合、それによってその会社はその企業グループの内部で一つの役割を果たすようになる。結果としてその会社の利益は、事業の継続的成功の促進と並んで企業グループの利益および企業グループにおける役割によって決定される面が出てくる（後述本稿9）。法人グループの形成は社団、財団においても生じるが、連結要素としての株式保有がないことから、社団、財団では定款でグループの関係の組成と保護を図ることが必要となる。この結合関係および財団特有の役割は定款で規定されることになる⁴²⁾。

社団に関しては、部門構造を持った特別な形態の社団において、部門 (afdel-

‘Aansprakelijkheid van stichtings-bestuurders: Bestuurders opgelet!’, *Ondernemingsrecht* 2015/103, p. 520 も参照。

39) 民法 2: 18 条 6 項・2: 294 条・2: 317/334 m 条 5 項。

40) このことはまた、会社がまだ実際には事業活動を行っていないが事業活動を行う目的で設立された場合にもあてはまる。

41) HR 4 maart 2014, ECLI: NL: HR2014: 797, *NJ* 2014/286.

42) この点については, Dijk/Van der Ploeg, *Van Vereniging en stichting, coöperatie en onderlinge waarborgmaatschappij*, 6e druk, Kluwer 2013, par. 11.4; Asser/Rensen 2-III* 2012/308 に詳しい。

ing) が法人格を有しているものがある。法律には部門概念について明確な定義が示されていないが、一般に親社団の内部の組織単位を意味しており、親社団の一部門と分類される⁴³⁾。既存の独立した社団もまた、親となる既存の社団に参加することによって部門となることができる⁴⁴⁾。企業グループ関係と同様に、部門法人は法令の定めに従い当該部門を運営し代表する運営機関を有している。また、部門法人は親社団と機能的な関係を有しており、この構造により、部門法人の利益は親社団の利益および親社団の組織内における部門法人の機能によって決定されることになる。

銀行や会計事務所のように、オランダにおいて準公共的とされる団体に関しては⁴⁵⁾、公益もまた法人の利益の一部となるかどうか問題となる。もしそうであるとすれば、法人の運営機関は公益に従わなければならないことになる。この点につき、公益には十分な定義が与えられておらず、そのためそれ自体が法人の利益に組み込まれることはないとの指摘がある⁴⁶⁾。法人の利益はその法人が何を指しているかによって決まるということを念頭に置けば、準公共的な法人は公務 (publieke taken) または公共の利益 (openbaar belang) とされる役務を提供する目的を有しており、理事 (および監事) がいかにその職務を遂行するかが問われることになろう。例えば、提供される役務の質やそれを維持するための監視、役務の継続性および提供可能性の要件、苦情の取扱い方法ならびにそれらのためにどのような組織とシステムを構築するかである。

43) Dijk/Van der Ploeg, noot 42, par. 11.2; Asser/Rensen 2-III* 2012/87.

44) Dijk/Van der Ploeg, noot 42, par. 11.2.

45) 会計事務所については、C.A. Schwarz/P. M. van der Zanden, 'Raden van commissarissen bij vennootschappen van professionals: een categorie apart?', *TvOB* 2017, m. n. p. 93 以下参照。

46) C.H.C. Overes, 'Worstelen met governance van semi-publieke instellingen en pensioenfondsen', *WPNR* 6996 (2013), p. 1043/4; B.F. Assink, noot 35, p. 109-110; K. W. H. Broekhuizen, 'Klantbehandeling, belangenconflict en zorgplicht', diss. UvA, Boom Juridisch, 2016, m. n. p. 205 e. v.

5 法人とそれに関連する「事業または組織」の利益

取締役および監査役を名宛人とする民法 2: 129/239 条 5 項・140/250 条 2 項は、取締役・監査役は会社および関連する事業の利益に従わなければならないと定めている。この規定は、法人経営監督法案が立法化されれば、取締役・監査役は法人および関連する事業または「組織」の利益に従わなければならないという規定となることが見込まれる（法人経営監督法案 2: 9/11 条）。そこでオランダ民法上の各法人について、法人および関連する事業または組織の利益をどのように解するかが問題となる。

1970 年代、当時の商法 50 条に現民法の規律内容が設けられた際の法案説明では、事業の利益は会社の利益と並んで理解されなければならないとされ、それは「会社を代表していないが事業に関わっている従業員について、その利益にも注意が向けられなければならないことを明らかにするため」であった。会社および関連する事業の利益は、「会社とその事業に直に関係する者すべての共同利益」を意味していた⁴⁷⁾。このことからいえるのは、株式会社においては、現在の（すなわち会社と直接関係している）株主の利益と従業員の利益が、一つの共通の利益となるよう取り計らうことができるし、かつそのようにしなければならないということであり、これにより取締役・監査役にとって確実な指針が導かれることになる。

その後の法改正における法案説明には、利害関係者の輪は、取引先、顧客、債権者にまで拡大すると記述され、また少数株主にも触れられている⁴⁸⁾。この傾向は現在俎上に載っている法人経営監督法案にも見られ、とりわけボランティア、寄付者もまた組織のステークホルダーであるとされている⁴⁹⁾。この段階に至ると、共同の利益を大上段に議論するのではなく、関連する利益をあれこれと比較することになろう。企業のステークホルダーの輪がより大きくとらえられる（そして

47) *Kamerstukken II* (1970-1971) 10 751, nr. 10, p. 10.

48) *Kamerstukken II* (2006-2007), 31 058, nr. 3, p. 3; *Kamerstukken II* (2008-2009), 31 763, nr. 6, p. 1-2; *Kamerstukken I* (2010-2011), 31 763, nr. C, p. 2.

49) *Kamerstukken II* (2015-2016), 34 491, nr. 3, p. 5. ただし、これらの者が定款の基礎なくして 2: 8 条の意味における組織となることを意味するものではない。

それを通じて利益がより分散する) かぎり、共同で追求される一つの(会社の)利益という考え方は、立法段階では背後に退かざるを得ない⁵⁰⁾。一方、法人経営監督法案説明には、議論の発展に即して、「法人の利益は、法人の関係者の利益やそれらの者が追求する特定の利益とは区別される(あるいはされなければならない)」と記されている⁵¹⁾。

かくして会社の利益は、徐々にそして絶えず会社および関連事業に「直接的に」関わる者の利益を考慮しつつ抽象化されてゆくことになる。これに関し、最高裁が会社の利益と事業の利益を別個の利益(領域)とは考えていないことが注目される。すなわち既述の Cancun 事件決定で最高裁は、事業が会社と結びついていれば、会社の利益は「原則として、とりわけ当該事業の継続的成功を促進することによって定まる」としている。事業が成功裏に存続することは、法人の利益の大部分がそれによって確定する局面とみられている⁵²⁾。

上述のとおり、株式会社においては原則として事業そのものが最も重要な存在意義であり、このことは協同組合と相互保険会社についてもその主たる特徴からして当てはまる(2: 53 条)。しかしこのことは、社団と財団には自動的に当てはまらない⁵³⁾。

50) コーポレート・ガバナンスについて定めたファン・マーネンコード(Code Van Manen)の序文(「原則」の見出し箇所)では、上場会社を従業員、資本提供者、顧客、取引先その他のさまざまなステークホルダーによる協力関係(samenwerkingsverband)であるとしている。さらに協議書(consultatiedocument)(6 頁・7 項)では、政府や社会集団もまた協力関係の参加者であるとされている。ただし、これらがその他のステークホルダーと解されるかは明らかでない。

ファン・フェーン教授は、協力関係という言葉は、参加者が一つの共通の目標を追求することを意味したり、そのような広範かつオープンなステークホルダーの輪が物事を現実的に表しているとするのはいささか困難であって、法的観点からはこのような分類が理にかなっているとは思われないとしている(W. J. M. van Veen, noot 10, p. 646)。

51) *Kamerstukken II* (2015–2016), 34 491, nr. 3, *Memorie van Toelichting*, Lid 2.

52) ファン・フェーン教授は、仮にこのように考えるのであれば「事業の利益」はむしろ民法 2: 129/239 条 5 項および 2: 140/250 条 2 項(およびその改定規定)から削除するのが妥当であろうと述べている(W. J. M. van Veen, noot 10, p. 646)。

53) この点につきファン・フェーン教授は次のように指摘する。例えば財団により運営されている病院を考えた場合に、病院という社会的事業が法人に関連づけられた組織に含まれるかは必ずしも明らかでない。法人の利益を法人が目指しているものであると

6 法人の利益概念の財団への適用

6.1 財団の利益の特殊性

民法 2: 317/334 m 条 5 項は、財団が合併または分割する場合は、定款ですべての定款規定が変更できると明文で規定されている場合を除き、裁判所の許可を要求している。財団の利益はこの条文で言及されており、裁判所は合併・分割が財団の利益と抵触すると思われる合理的な理由がある場合は、同条 5 項最終文に基づきその申立てを退けることになる。この文脈で財団の利益がいかなるものと理解されるかについて、法案趣旨説明には直接的な記述がないが、「定款の全部または一部が裁判所の許可なく変更できない財団における合併決議は、裁判所の許可が必要である」という表現がみられる⁵⁴⁾。そのため、2: 317/334 m 条 5 項の規定は、財団の定款変更を定めた民法 2: 293/294 条と関わってくる。

2: 293 条によれば、財団の定款は原則として変更できない⁵⁵⁾。これは、財団においては原則として設立者が財団の存在意義を決定するという特徴を表している。換言すれば、財団の利益は主として設立者が財団の設立に際し抛出したものによって決まる。ただし、理事会または検察官の申立てにより適切な場合は定款を変更することができる (2: 294 条 1 項)⁵⁶⁾。この点につき裁判所が用いるべき基準は、定款を変更しないことが設立時において合理的に望まれていなかったような結果をもたらすかどうかである。裁判所がそのような理由があると判断した場合は、既存の定款に対して最小限の変更を行い、新定款を定める。その結果として目的変更を行う場合は、既存のものに近い目的を指定しなければならない (同条 2 項)。この規定の適用にあたり裁判所は、設立者の「具体的な」意思を

らえれば、法人に関連づけられた組織とは、法人がその目的のために維持している組織であると解されることになる。一方、合理と公正 (信義則) を定める 2: 8 条は「法人の組織」という文言を用いており、「法人に関連づけられた組織」という用語の選択が適切なのかも疑問となる。さらに疑問となるのは、社団・財団の理事の義務規定の中で組織の利益を参照するよう指示することが必要なかということである (W. J. M. van Veen, noot 10, p. 647)。

54) *Kamerstukken II* (1983-1984), 18 285, nr. 3, p. 8. 厳密には許可ではないが、この点については深入りしない。

55) 定款が変更できない場合は、組織変更もできない (2: 18 条 1 項 b 号)。

56) この権限は定款変更権限を有する機関が定款を変更しなかった場合に行使できる。

「現状に対して置き換える」ことを考慮しなければならないとされる⁵⁷⁾。

2: 294 条を合併・分割の 2: 317/334 m 条 5 項と比較すると、若干のちがいが浮かび上がる。後者は設立時に何が望まれていたかに言及していないが、財団の利益については言及しており、また合併・分割が財団の利益になる場合に（のみ）それが許可されることについては明確には規定していない。合併・分割案の審査の過程で、裁判所はその合併・分割が財団の利益と「抵触する」と信じる合理的な理由があるかどうかを評価しなければならないらず、これは限界評価を行うことを示しているようにみえる。ある財団の資産が、同じ目的と変更不可の定款を有している他の財団に取得される場合は、限界評価で足りるとすることが正当化されよう。しかしながら、合併・分割によってより根本的な変化がもたらされることもある。また財団の定款が変更され、その資産が異なる目的（あるいは定款上異なる目的）を持った財団に取得されることもあり得る。このような場合に裁判所は 2: 317/334 m 条 5 項をどのように適用しなければならないかという問題が生じる。

6.2 学説のあてはめ

帰結説からスタートすれば、設立者が財団に込めた意図は、おそらく考慮されるべき点の一つに過ぎなくなる⁵⁸⁾。そして 2: 294 条による定款変更では実現できなかったような根本的な変更が、合併・分割という形で実現できることになる。しかしながら、定款変更に際し設立者の意思を保護することと合併・分割との間に、十分な説明ができないような分断をもたらしすことにもなり得る。

財団の利益をその存在意義ととらえる独自説のアプローチをとれば、2: 317/334 m 条 5 項からスタートして設立者が設立時に何を（おそらく）望んだのかを追求することが合理的である。このアプローチでは 2: 294 条を適用する際の基準と整合する基準に到達することになる。そのため学説にはこのアプローチの支持がみられる⁵⁹⁾。すなわち 2: 317/334 m 条 5 項を適用するにあつ

57) *Kamerstukken II* (1953–1954), nr. 3, p. 10.

58) この点につき、財団設立者は死亡後もまだ利益を有するかという疑問がありうることが指摘されている (W. J. M. van Veen, noot 10, p. 648)。

59) Dijk/Van der Ploeg, noot 42, par. 13.8; Asser/Maeijer/Rensen 2–III*, 2012/365.

ては、財団の目的の変更を設立者の具体的な意思に照らして判断することが求められる。財団の定款を変更して合併・分割を行うことや、異なる定款を持つ財団に財産を移管することは、その合併・分割が財団の利益と抵触すると判断される合理的な理由となる⁶⁰⁾。

7 法人の利益と理事の行為の法的評価

本稿 3.2 で、帰結説がアカウンタビリティと親和性を有することを述べたが、それによって法人の理事がその職務を遂行するに際し依拠することができる固定的かつ確実な規範が示されたわけではない。理事が法人の利益に従わなければならないという規範は 2 つの側面を有している。第 1 に、理事に対して義務の履行における明確なガイドラインを示すことであり、第 2 に事後的に理事の行為を評価する機能である⁶¹⁾。問題は、法人はその存在意義によって決まる独自の利益を有しているという独自説が、この点について帰結説に比べて有効に機能するかどうかである。

法人の利益がその存在意義によって決まるということを受け入れるならば、理事・監事に向けられた規範は、法人の存在意義に従わなければならないということになる。すなわち理事・監事は、法人が目指しているところのものをできる限り達成することを念頭に置かなければならない。そこから理事・監事を名宛人とする明確な規範が形成される。ここで強調されるのは、理事の行為の結果ではなく、理事が行為をするにあたっての意図である⁶²⁾。

60) 判例は多くないものの、Rb Amsterdam, 22 december 2015, CLI: NL: RBAMS: 2015: 9514 では、ここで示した説明がされている。やや消極的な姿勢を示しているものとして、HR 25 oktober 1991, NJ 1992, 149 (Stichting NIAC)。これについては、Dijk/Van der Ploeg, noot 42, par. 13.8. に詳しい。

61) J.M. de Jongh, noot 22 も同旨。

62) このアプローチは商事裁判所により Slotervaart 事件においても示されている (Hof Amsterdam (OK) 13 mei 2015, ECLI: NL: GHAMS: 2015: 1758 (Slotervaart-ziekenhuis))。商事裁判所は次のように述べた。経営陣の行為が、想定されていた経営という結果に至ったかどうか、しかしそれでも取締役会（および監査役会）が、「新株発行が必須である、あるいは少なくとも会社が置かれている危機を解消する道筋として意味があるものであると（合理的に）判断することができたか」（4.13 項）どうかは、

理事の意図の正当性に疑義を挟む余地がないのであれば、理事は法人の利益に即してその主たる義務を果たしたと推定することができる。任務懈怠が問題となる場面でもこの推定が妨げられることはなく、任務懈怠の要件である「重大な非難 (ernstig verwijt)」に値する不履行の立証責任は法人の側にある。一方、理事が法人の利益に従う義務を果たさなかった場合は、任務懈怠があったと認めることに合理性がある⁶³⁾。

以上のように、理事の行為の（具体化された）意図は、責任認定手続における証明責任の分配において役割を果たすという枠組みが展開される。理事が正当な意図で行為をした場合、重大な非難に値する不履行があったことの立証責任は法人の側にある。理事が正当な意図で行為したのではない場合、立証責任は理事の側に移り、その立証に失敗すれば理事の義務不履行は（重大な非難に値する）不当なもので、生じた損害の賠償責任を負うということになる⁶⁴⁾。この枠組みでは、もちろん原則として意図に正当性があることからスタートするが、その例外として、(i)「会社の機会」の「奪取」⁶⁵⁾、(ii)会社と理事の間の（直接または間接の）利益相反行為、(iii)特定の株主または債権者の特別な利益の追求⁶⁶⁾、(iv)

決定的なものではない。誤った経営の評価は「その当時に知られていた事実および彼らに期待されていたことに照らして評価されるべきであって、後知恵で判断されてはならない」(4.11 項)。

63) この点につき Berghuizer papierfabriek 事件 (HR 29 november 2002, *NJ* 2003, 455 (Schwandt/Berghuizer papierfabriek)) とのつながりを指摘しておく。当該事件の取締役は、法人の利益を保護しなければならないという規範に反した。これに対し A.F. Verdam, ‘Corporate opportunities’, diss. KUB 1995, W.E.J. Tjeenk Willink, p. 216 (A.F. Verdam, ‘Corporate Opportunities, tussen loyaliteit en eigenbelang’, SMO 1997) は、重大な非難には当たらないとしている。拙著『オランダ会社法』前掲注 30) 237 頁参照。

64) この見解は経営判断原則を想起させるが、重点は裁判官の実質的審査の自由にある。B.F. Assink, ‘Rechterlijke toetsing van bestuurlijk gedrag’, diss. EUR, Kluwer 2007 参照。意図的な実体法の違反に対しては、経営判断原則の適用による保護はないという意味において一定の結びつきがある。P.C. Kostant, ‘Meaningful Good Faith: Managerial Motives and the Duty to Obey the Law’, 55 *N.Y.U. L. Rev.* 421 (2010) 参照。

65) A.F. Verdam, noot 63, p. 95 e. v; P. Davies et al., *Corporate Boards in Law and Practice*, Oxford Univ. Press 2013, p. 481.

66) HR 4 januari 1963, *NJ* 1964, 434 (N.V. Scholten’s Aardappelmeelfabrieken); HR 4 maart 2014, ECLI: NL: HR2014: 797, *NJ* 2014/286 (Cancun).

定款上の目的からの逸脱⁶⁷⁾、(v) より一般的に、法人の利益を保護する法令または定款規定の違反があげられる⁶⁸⁾。これらの事実が認められる場合においては、問題となった理事に義務不履行があったと疑う合理性が存在することになる⁶⁹⁾。

これに関して、Berghuizer papierfabriek 事件で最高裁は、会社の利益を保護することを目的とした定款規定に違反したとされた取締役は、反証を提出することができると述べている⁷⁰⁾。法令、定款には、例えば利益相反取引規定のように、意図の正当性に疑義の余地がある場合についてのルールがある。利益相反については、財団を除いて法律に定めがあり⁷¹⁾、さらに定款に追加的な規定を設けることができる。この規律の一般的な目的は、関係する理事の裁量を制限して、不当な意図をできるだけ「中和」し透明性を確保することにある⁷²⁾。

8 法人の利益とステークホルダーの利益——ラインランド・モデルとステークホルダー・モデル

オランダでは、法人はさまざまな利害局面の結びつきであり、法人の理事はそれを考慮しなければならないという考え方が強く生きている。本稿5では、会

67) HR 20 september 1996, ECLI: NL: HR: 1996: ZC2144, NJ 1997, 149 (Playland).

68) HR 29 november 2002, NJ 2003, 455, JOR 2003/2 (Schwandt/Berghuizer papierfabriek).

69) Cancun 判決では取締役による重大な非難に値する (ernstig verwijtbare) 任務懈怠が追及されたが、取締役側の反証事実が考慮されなかった。W. J. M. van Veen, noot 35 参照。

70) HR 29 november 2002, NJ 2003, 455 (Schwandt/Berghuizer papierfabriek).

71) 社団、協同組合、相互保険会社および財団に関しては、判例により展開されていた透明性の要件に従わなければならない。適切な場合は特別代表を選任する機会が総会に対し与えられなければならない。Dijk/Van der Ploeg, noot 42, § 7.3.6 参照。株式会社については、2: 129/239 条 6 項・2: 140/250 条 5 項に決議に関する規定が設けられている。

72) なお法人経営監督法案には、財団においてすべての理事、監事に利益相反がある場合は利益相反規制を適用除外とすることができるとする規定がある (Art. 9 (5))。W. J. M. van Veen, 'Rechtszekerheid en keuzes van de wetgever in rechtspersonenrecht', in: *Rechtszekerheid in het ondernemings- en vermogensrecht*, ZIFO reeks deel 13, Kluwer 2014, p. 67 e. v. 参照。

社の利益ととなりあわせの事業の利益には、会社とその事業に直接関わる当事者、すなわち株主と従業員の共同の利益があるという前提に基づき、それが法令中に含まれていることを示した。このアプローチは、1950年代にその萌芽があった社会経済計画モデル（ラインラント・モデル）に遡る⁷³⁾。この時代に企業組織法（Wet op de Bedrijfsorganisatie）が制定され、同法は企業家と従業員は共同で各セクターの発展の責任を負うべきであるという考え方を軸に据えた。この考え方は経営協議会法でも採用され、1950年経営協議会法6条には「企業が最大限機能するように尽力するという企業家の独立した機能」と表現されていた。

会社法の領域では、ラインラント・モデルは1970年代にそのピークがあり、フェルダム委員会および社会経済評議会の勧告が議論をリードし、構造規制（一定規模の会社に対する経営機関の二層制の強制）⁷⁴⁾と経営協議会法の抜本的改正が実現した。この時代は、準公共非営利セクターにおける「民主化」⁷⁵⁾と社会基本権としての「従業員」の経営参加の議論の発端ともなった⁷⁶⁾。経営協議会法は実質的意義の会社法に含まれており、その規律対象は株式会社に限定されない⁷⁷⁾。

ここで関係してくるのは経営協議会法2条1項の文言であり、それは「企業がその全目的において適切に機能する利益」という文脈で企業家に課された義務である。「その全目的」とは経営評議会の勧告によれば「企業の目的」であり、その下で雇用と良好な労働環境が構築される。利益をあげることは「企業の目的の一つに過ぎない」ことが明示されている⁷⁸⁾。企業の目的（すなわち成功）は、利益の獲得や株主価値の創出と一対一に対応するわけではなく、それは企業の目的の一つに過ぎないとされる。これは取締役・監査役が会社および関連する企業の利益に従うことによって達成されるが、それは、収益最大化というまでもなく

73) ラインラント・モデルについては、R. ツーゲヘア（風間信隆監訳）『ライン型資本主義の将来—資本市場・共同決定・企業統治—』（文真堂、2008）が、ドイツ企業を対象にラインラント・モデルに対する株主主権論の影響を分析している。

74) 詳しくは拙著『オランダ会社法』前掲注30）151頁以下参照。

75) *Kamerstukken II* (1973–1974) 12968, nr. 12 en *Kamerstukken II* (1976–1977), nr. 3, p. 3, 9 参照。

76) 後者は1983年に憲法19条2項として規定された。

77) 経営協議会について詳しくは、拙著『オランダ会社法』前掲注30）第7章参照。

78) *Kamerstukken II* (1969–1970), 10 335, nr. 6, p. 8.

株主のために価値を創造することとは等価でないことを意味している⁷⁹⁾。

この 10 年ほどの間に立法分野ではとりわけ大きな展開があった。経営陣が労働者以外の利益も尊重すべきであることが立法過程において強調されただけでなく、株主の権利と株主総会の権限が拡大された⁸⁰⁾。この間、商事裁判所によって、M&A の局面における取締役の株主に対する義務に関して HBG, ABN AMRO, ASMI といった注目すべき判例が出された⁸¹⁾。その底流には、経営陣が他社から敵対的なアプローチを受けたり、アクティビストにより経営方針を攻撃されたりして、現在の株主の意向に沿うことを指向するようになったことがある⁸²⁾。しかしながら最高裁はこの流れを修正して、企業経営では企業の（その全目的における）利益を守るために、確固としたバランスを保つことができることが重要だとした⁸³⁾。特に敵対的買収やアクティビスト株主による攻撃の案件では、株主のための（企業のためではない）短期的利益の追求が目立ったためである。

会社と関連する事業の利益は、会社と関連する事業に「直接的に」関わる者の利益を一つの共通した利益に統合したものであるという考え方は、立法者が当初抱いていたものであったが、あまりに理想主義的であったため最終的にはその強度を保持していないと指摘されている⁸⁴⁾。その派生形としてあげられるのが、ステークホルダーの輪の拡大である。ステークホルダーは、当初は従業員とされていたが、その後、債権者、取引先といった他のステークホルダーも加えられるようになった。この結果として、会社と関連する事業に直接的に関わる者に共通

79) J. L. Burggraaf, noot 36 および J. M. de Jongh, noot 22, p. 365 も参照。

80) Wet tot wijziging van boek 2 van het Burgerlijk Wetboek in verband met aanpassing van het structuurregime. Stb. 2004, 370. 構造規制の適用については、W. J. M. van Veen, 'De wijzigingen in Boek 2 in verband met de aanpassing van de structuurregeling (II, slot), ' *WPVR* 2005/6614-15 参照。

81) これらの判例については、拙著『オランダ会社法』前掲注 30) 第 10 章第 2 節参照。

82) OK 21 januari 2002, ECLI: NL: GHAMS: 2002: AD8368, *JOR* 2002/28 (HBG), m. n. ro. 3.45/46; OK 3 mei 2007, ECLI: NL: GHAMS: 2007: BA4395, *JOR* 2007/143 (ABN AMRO), m. n. ro. 3. 20; OK 5 augustus 2009, ECLI: NL: GHAMS: 2009: BJ4688, *JOR* 2009/254 (ASMI), m. n. ro. 3.4 e. v.

83) HR 21 februari 2003, ECLI: NL: HR: 2003: AF1486, *NJ* 2003/182 (HBG); HR 13 juli 2007, ECLI: NL: HR: 2007: BA7970HR, *JOR* 2007/178 (ABN AMRO); HR 9 juli 2010, ECLI: NL: HR: 2010: BM0976, *NJ* 2010/544, *JOR* 2010/228 (ASMI).

84) W. J. M. van Veen, noot 10, p. 650.

した一つの利益があり得るという考え方はもはや現実的ではなくなっている。

経営者の義務規範という観点からは、経営者は積極的にすべてのステークホルダーの現在の利益を促進するようにしなければならないわけではない。このことは本稿で取り上げた判例にも見られるが、同時に判例では債権者の利益への配慮がなされている。ただし、それは経営者が自らの関与を通じて債権者に不必要な損害を与えないように注意する以上のことを意味するものではない⁸⁵⁾。すなわち、取締役が（連帯して）積極的な意味で会社の利益の一面としての債権者の利益に従わなければならないということとは異なるのである。裁判例においても、経営者は義務と権限の問題について、（他の規範違反のほかに）その関与によって関係者の利益の一つまたは複数が、不必要に害されることがないようにしなければならないとされている。このことを最高裁は Cancun 事件（4.2.2 項）で次のように述べている。

「取締役はその義務の履行に際し、民法 2:8 条の定めに従い、会社とその事業に関するすべての者の利益に関して注意義務を果たさなければならない。……この注意義務は、会社の利益に資するに際し、会社およびその事業に関わるすべての者の利益が不必要にあるいは不均衡に害されることがないようにしなければならないということである……」

上記引用にもみられるが、最高裁は会社の利益と「会社またはその事業に関わるすべての者」の利益を区別している。後者の利益は会社の利益に含まれないが、会社の利益を実現するに際しては十分に考慮されなければならない。すなわち会社の利益を実現するには、上記 4.2.2 項第 1 文の注意義務が履行された上で、会社の利益の実現に際し「他の者」の利益が不必要にあるいは不均衡に害されることがないようにしなければならない。会社の利益とそれ以外の者の利益はこのように区別されるが、会社の利益の追求はもちろん他のステークホルダーに対する注意義務違反を正当化するものではない。このことはまた、Cancun 事件で最高裁が示した会社の利益の独自性とも整合する。

85) 例えば債権者に対して担保に関する誤った情報を示したことについて、最高裁判所は、提供時点において会社が債務超過となることを予見できなかったのであれば、債権者を害するものではないとした（HR 5 september 2014, ECLI: NL: HR: 2014: 2627, NJ 2015/22, JOR 2014/325 (RCI Financial Services), ro. 4.5.)。

ステークホルダーの利益に対する取締役の注意義務の履行は、専ら一般規定によって規律されているというわけではない。例えば従業員の利益に関しては、従業員経営参加諸法の定めにより、従業員（の代表）が従業員に関わる問題の意思決定に参加する。これらの法令の中でも経営協議会法が最も知られているが、各業界において従業員、クライアントおよびそれらの法定代表が意思決定プロセスに関わることを基本とした個別の従業員参加規制がある⁸⁶⁾。構造規制対象会社および公開株式会社においては、意思決定に際し経営協議会の関与があり⁸⁷⁾、さらに SER 合併規則⁸⁸⁾および労働組合の調査請求権がある。ラインラント・モデルは、これらの規律によって、簡潔ながらも（実質的意義の）会社法に盛り込まれているといえよう。また会社債権者の利益のために、登記、開示、会計規制、設立手続、年次報告書の監査・公開、株式会社の資本および資産の保護ルールといったさまざまな保護措置が講じられている。

オランダ法は要するに、一般規範に加えて経営の意思決定、方針決定および業務執行に際しさまざまなステークホルダーおよびその代表者の利益を巻き込むことを強いる規律で彩られている。これらの規律は法人の利益をどう考えるかに関わらず適用される。広い意味では、ステークホルダー・モデルは、経営陣が一定の利益を促進するために最小限の注意および配慮をする以上のことを、それが法人の利益になる、あるいはなり得るのであれば許容しているといえる⁸⁹⁾。この余地がどのように利用されるかは、部分的にはあるが組織文化とそのイメージを決定づけることになろう。この点について与えられた余地は、オランダ社会を特徴づける多様性に貢献し、そのことは将来において一定の利益が保護された（beschermde）状態を経営陣が請け負うことを意味している。それはさらに広く社

86) Dijk/Van der Ploeg, noot 42, § 10.4 参照。

87) 民法 2: 107a 条 3 項・134a 条・135 条 2 項・144a 条・161a 条 2 項。

88) 拙著『オランダ会社法』前掲注 30) 315 頁参照。

89) Pitlo/Raaijmakers, *Ondernemingsrecht* (Pitlo-serie Deel 2) 2017, par. 4.7.2 参照。法人が社会事業や労働者生産組合の労働者の利益を促進することを目的としているのであれば、理事はそうする義務があることはいうまでもない。またそれは、文化、環境、人権の促進といった理想主義的な利益を追求する内容の定款からいえることである。なお、欧州人権裁判所において、株式会社に欧州人権条約 11 条（集会及び結社の自由）が適用できるかが争われた（EHvRM, 12 december 2002, JOR 2003/224 (Cesnieks vs Letland)）。

会に対して、経営陣はなぜそれをしたのか、またはしなかったのかを問われるということでもある。今日、国連による「持続可能な開発目標（SDGs）」にみられるように、市民も政府もそれぞれ可能な範囲で持続性、フェアトレード、児童労働の撲滅、安全な労働環境といった課題に取り組むことが要請されるようになり、この流れは企業の社会的責任や透明性の議論をもたらしめている⁹⁰⁾。

9 法人グループにおける法人の利益と子法人経営の自律性

法人経営の指標として法人の存在意義からスタートした場合、法人の利益と経営の自律性の程度には相関関係が生じる。例えば、ある子会社が企業グループ内で一定の機能を果たすよう求められている場合、企業グループ経営と子会社の経営の間には機能的な関係が存在する。企業グループの経営者には、企業グループの方針を決定する権限があり、またその義務もあることを前提とすれば、企業グループ経営は、必要とあれば子会社の経営が企業グループの方針を取り込むように仕向けることができるし、またそうしなければならない。この機能的関係は子会社の経営の自律性に対する一定の制約を意味している⁹¹⁾。この制約は子会社の利益に関わり、子会社の経営陣は職務の遂行に際しその利益に従わなければならない。子会社の経営陣が機能的な関係を無視した場合⁹²⁾、この考え方に従えば、会社の利益に抵触し、結果として民法 2: 129/239 条 5 項から導かれる経営者の義務に反することとなる。そのような経営陣の姿勢は、究極的には子会社における株主権の行使によって是正され、直ちに裁判所での審理対象となることはなく、したがって、上述のアプローチにおいて子会社の経営陣が機能的かつ直接的に企業グループ経営に組み込まれることは制約されない。

会社が合併契約に基づき運営されている場合、会社の利益が合併当事者間で合意された協力関係の性質および内容によって決まることは、前述の Cancun 事

90) 最近の例として、Besluit bekendmaking niet-financiële informatie, Stb. 2017, 100 参照。

91) 自律性の程度は、会社が企業グループとどのような結合にあるかによって、企業グループごとに異なりうる。決定的な要素は、機能的な関係の性質と内容である。

92) すなわち、説得的な理由なく当該会社自身の利益を図り、あるいは他の規範を尊重することがそれにあたる。

件で最高裁が述べているところである。このことは経営の自律性を通じて、とりわけ協働およびその解釈に関する問題について作用する。事業計画や戦略的意思決定のような事項は、通常は合併契約によって当事者に留保されており、そうでない場合であっても、合併関係の性質から通常は合併当事者に留保されていると解される⁹³⁾。合意された協力関係を実行する際に、合併当事者はそのほかにもさまざまな意思決定を共同で行わなければならない。これらの意思決定は合併の性質から導き出されるため、合併当事者は会社の利益をも決定することになる。このことは経営陣が原則としてそれに従わなければならないことを意味している。

本稿 4 で、機能的な関係は親社団法人と親社団法人組織の一部を構成する部門法人との間にも存在していることを述べた。このことは、部門の運営は親社団法人の理事会が設定したコースから逸脱する自由がないことを意味している⁹⁴⁾。親社団法人の運営の範囲に属する事柄については、部門法人の運営者は原則として親社団法人の指示を部門法人内で実行するという限りにおいて、それに従わなければならない。ただしこの点に関し、部門法人の運営者は、部門を親社団法人から切り離す選択肢を有しているという意味で逃げ道を与えられているとした裁判例もあることに留意しなければならない⁹⁵⁾。これは、部門の関係が長期契約の社員関係と軌を一にすることに基づいていると解される⁹⁶⁾。

法人運営の自律性は、法人の利益と同じく、事案の個別具体的な状況に左右される。自律性の程度は、もちろん法人形態⁹⁷⁾と定款⁹⁸⁾によって決まる。このこと

93) 株主間契約または定款で異なる定めをした場合はもちろんこの限りでない。

94) ただし、定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。

95) Hof 's-Hertogenbosch 12 augustus 2014, ECLI: NL: GHSHE: 2014: 2777; Hof 's-Hertogenbosch 13 november 2015, ECLI: NL: GHSHE: 2015: 4437 (Kruisvereniging West-Brabant)。

96) これに対しては次のような批判がある。部門関係は長期契約や社員の地位と同等ではなく、部門法人は当該法人および親社団法人の定款の構成にしたがって、親社団法人組織の一部を構成している。親社団法人から部門を切り離すことは、原則として部門法人の目的と抵触することになる。分離の意思決定は、部門の運営者の責任に属するものではない (W. J. M. van Veen, noot 10, p. 652)。

97) 例えば、非公開株式会社では、取締役会は配当支払いによって会社の債務を弁済できない場合にのみ、配当決議の承認を拒絶することができる。結果として、株主総会が究極的には取締役会が動かすことができる財務上の枠組みを決定することとなり、それは経営方針と戦略の決定に関する経営上の自律性を実質的に制限することにつながる。

は、法人の利益と運営の自律性の程度に結びつきがあるという事実を変えるものではない。法人の利益が時に、より大きな結合体（結合的・複合的な組織形態または提携関係）との機能的な関係によって決まることがあるという認識は、その運営自体もまた、その大きな結合体の運営者と機能的に関係することを意味している⁹⁹⁾。

とはいえ法人運営の自律性は完全に失われるわけではなく、法人の利益はそれ以外の要素によって定まる面もある。部門法人には親社団法人内部におけるそれ自身の特定の機能の維持によって継続的な成功がもたらされる。法人がその機能を発揮できなくなるような指示は、原則として法人の利益に反しており、法人の運営者はそれに従うべきではない。さらにいえば、法人は、適用される法令（これには一般規定を含む）によって許容される範囲内で、その機能を維持継続しなければならない。法令違反や注意義務に反することを要求する指示は、法令そして公序良俗といった一般規範に反しており拘束力がない。この点について法人の運営者は常に自律性を有していると解すべきである。

10 まとめと示唆

オランダでは、会社の利益は特に株式会社の役員の義務規範に関して注目されてきた重要な概念である。本稿ではそれを、民法典第2編に規定された法人というより広い文脈で検討した。法人の利益は、法人の意思決定の都度、取締役・理事、監査役・監事（または裁判所）によって、さまざまな関連する利益を考慮した結果として導かれるのか（帰結説）、それともそれらの者によって検討され決定されるに際しコンスタントに使用されるガイドラインであるのかである。裁判例では、後者に沿った見解が示されており、法人の利益は独自の法概念であって、各法人が設立された目的（存在意義）によって決定されるものとされる（独自説）。

98) 民法 2: 44/129/239/291 条参照。非公開株式会社では、定款によって取締役会に対する指示を発することができる余地が大きい。

99) 権限集中がどの程度図られるかはケースバイケースであり、また多かれ少なかれ包括的なものとなるであろう。

法人の存在意義がどのようなものであるかは、法人ごとに異なる。それは法人に関係する者を含めたさまざまな要素によって決まることになるが、それらの各要素もまた変化する。独自説のアプローチの利点は、とりわけ取締役、監査役、そして場合によっては裁判所にとって一定の枠組みあるいはガイドラインを提供することになる点である。取締役・理事および監査役・監事にとってのガイドラインとしての存在意義は、透明性がありかつ有用な規範あるいは評価枠組みであり、これは伝統的なラインラント・モデルおよびステークホルダー・アプローチとも整合する。法人グループや合併会社の内部的な経営関係の解釈についても、このアプローチに基づくことで、明確な枠組みが得られる。

翻ってわが国の法人法は、幾度かの法改正を経て非営利法人と営利法人からなる二分体系に変遷した。これに伴い民法典の法人規定は数か条となり、法人の基本的規定としては不十分なものになっているといわざるをえない¹⁰⁰⁾。一方、取締役・理事の義務に関しては、会社法と一般法人法の規定はパラレルであり、そのことは営利・非営利ではなく、法人であることに基づく法解釈が依然として要求されていることを示唆しているのではないと思われる。会社の利益とその他法人の利益を二分して、前者に関し株主以外の利益は会社法以外の分野で対処するのが基本であるとする株主利益最大化論¹⁰¹⁾、持続可能な社会の構築に寄与できるのかが問われつつある¹⁰²⁾。そのためにもオランダ法の法人の利益概念を

100) 山野目章夫編集『新注積民法(1) 総則(1)』(有斐閣、2018) 638頁〔後藤元〕。

101) 落合誠一『会社法要説【第2版】』(有斐閣、2016) 57頁。

102) 株主以外の利益は会社法以外の分野で対処すべしという落合・前掲注101)の立場は、会社法以外の分野の法整備が各分野の諸課題に適時適切に対応していることを前提とすることになるが、現実には社会の変化に法整備は追いついていないし、法令で禁止されていない行為をすべて法の埒外とすることにも大きな問題が潜んでいる。この点を指摘するものとして、例えば郷原信郎『組織の思考が止まるとき』(毎日新聞社、2011) 第3章、國廣正『企業不祥事を防ぐ』(日本経済新聞出版社、2019) 111頁以下参照。

株主主権論の「総本山」ともいふべきアメリカにおいても、主要米企業の経営者団体であるビジネス・ラウンドテーブルが、従業員や地域社会などの利益を尊重した事業運営に取り組むことを宣言した。米国の企業社会が、深まる格差や環境問題に向き合わざるをえなくなってきたことが背景にあるとされる(日本経済新聞2019年8月20日夕刊「米経済界『株主第一』見直し」、2019年8月21日朝刊「経済団体が提言、従業員・環境に配慮(真相深層)」)。

よすがとして、会社が法人として存在することを認められている意義が再度検討されてよいのではないだろうか¹⁰³⁾。

本稿は平成 31 年度科学研究費助成事業（基盤研究（C））および平成 30 年度東京経済大学研究助成費制度（研究課題番号 18-20）の成果の一部である。

103) フランスでは、企業の成長・変革のための行動計画法（La loi PACTE（Le Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises）（2019 年 5 月公布））により、環境や社会への配慮や従業員に対する利益配分などの企業の社会的責任が法定された。これに伴い民法・商法も改正される（<https://www.economie.gouv.fr/plan-entreprises-pacte>）（日本経済新聞 2019 年 10 月 28 日朝刊「仏で企業に社会的責任求める新法（リーガルの窓）」）。